医療法人博心会
介護老人保健施設エメロードてだこ苑

令和４年度 所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況を公表いたします。

【所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定条件】

①所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 10 日を限度とし、月 1 回に限り算定するものであるので、1 月に連続しない 1 日を 10 回算定することは認められないものであること。

②所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

③所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ　肺炎

ロ　尿路感染症

ハ　帯状疱疹

ニ　蜂窩織炎（令和３年４月介護報酬改定より）

④肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。

⑤算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。

また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。

⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

⑦当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

令和４年度（令和４年４月１日～令和５年３月 31 日）

		R4 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	R5 年 1 月	2 月	3 月	合計
肺炎	件数	0	0	1	0	2	0	3	6	7	5	3	0	27
	日数	0	0	10	0	9	0	16	39	38	25	12	0	149
尿路 感染症	件数	3	0	1	1	1	1	0	1	0	1	0	2	8
	日数	25	0	4	10	5	3	0	3	0	5	0	9	64
帯状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	日数	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10